

岩手県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号に規定する利便増進誘導区域を次のとおり指定する。

令和3年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 道路の種類、路線名及び利便増進誘導区域

道路の種類	路線名	利便増進誘導区域
県道	盛岡停車場線	盛岡市盛岡駅前通3番19地先から2番4地先まで

2 指定年月日 令和3年10月1日

3 利便増進誘導区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 岩手県県土整備部道路環境課

(2) 期間 令和3年9月1日から同月30日まで